

一宮市都市公園等の維持管理要領

(目 的)

第1条 この要領は、一宮市の都市公園等について、地元住民の愛園精神の高揚と、健全な使用に供するため、地元住民が行う維持管理の内容および方法を定める。

(地元住民の申出)

第2条 地元住民が都市公園等の維持管理を行う場合は、維持管理を行う公園名及び運営組織の名称、代表者を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の内容を審査して適当と認めた場合はこれを委任する。

(会の活動)

第3条 第1条の目的を達成するための内容および方法はおおむね、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の愛護思想の普及と指導
 - (2) 公園等の除草および清掃による園内の美化
 - (3) 公園施設等の点検報告
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの
- 2 地元住民が行う維持管理作業は毎月1回以上とし、期間は年度当初から年度末までとする。ただし、期間満了後取り消しの申し出がない場合は継続する。その際、年度当初に役員の届け出を行うこと。

(会の報告事項)

第4条 会長または代表者は毎月1回、前条第1項に定める作業活動を市指定の作業日報にて市長に報告するとともに次の各号に該当するときは市長に届け出るものとする。

- (1) 会を解散しようとするとき
- (2) 維持管理を辞退しようとするとき
- (3) 役員を変更したとき

(確 認)

第5条 市長は、第3条第1項に定める作業について、適宜現地並びに作業日報等により確認するものとし、改善の余地があると認められたときは、指示するものとする。

(報 償)

第6条 第2条の規定により維持管理を行う地元住民による団体が前条の確認を受けた者に対し、報償金を交付するものとする。

2 前項の報償金交付の時期は、おおむね毎年9月末および3末日とする。

(連絡先)

第7条 第3条第1項および第4条の規定による連絡先・提出先は一宮市まちづくり部公園緑地課(〒491-8501一宮市本町2丁目5番6号 0586-28-8634)とする。

2 前項に基づき報告を受けた場合、改善および補修について、その必要性があると認めたときはすみやかに最善の努力を払うものとする。

(平成28年4月1日改定)